22　母船、鯨体処理場及び捕鯨船の砲手及び乗組員は、その報酬が、相当の程度、捕獲した鯨の種類、大きさ及び生産量等の要素によるものであり、捕獲した鯨の数のみによるものではないという条件で従業する。乳を分泌中の鯨の捕獲については、いかなる賞与その他の報酬も、捕鯨船の砲手又は乗組員に支払われない。

23　鯨は、引揚ワイヤ及び抱鯨装置が取り外された後、甲板又は解剖盤に静置したときに、伸縮性のない材料で作られた巻尺で測らなければならない。巻尺の零の端は、鯨の一端に並べて甲板又は解剖盤に位置を定めるスパイク又は固定装置に取り付ける。これに代えて、スパイクは、尾ひれの岐点に並べて尾ひれに打ち込むことができる。巻尺は、甲板及び鯨体（例外的な場合を除くほか、鯨体背部に沿うものとする。）に平行に直線に伸ばすものとし、鯨の他方の端に並べて目盛を読む。鯨の両端は、測定上、上顎の先端（まっこう鯨については、頭の最先端とする。）及び尾ひれの岐点とする。

寸法は、最近値のフィート又は〇・一メートル単位で記録する。すなわち、七十五フィート六インチと七十六フィート六インチとの間の鯨は、七十六フィートと記録するものとし、七十六フィート六インチと七十七フィート六インチとの間の鯨は、七十七フィートと記録する。同様に、十・一五メートルと十・二五メートルとの間の鯨は、十・二メートルと記録するものとし、十・二五メートルと十・三五メートルとの間の鯨は、十・三メートルと記録する。鯨の寸法のうち二分の一フィート又は〇・〇五メートルの部分は、二分の一フィート又は〇・〇五メートル上位に記録する。例えば、七十六フィート六インチのときは、七十七フィートと記録するものとし、十・二五メートルのときは、十・三メートルと記録する。

Ⅵ　必要とされる資料

24　(a)　母船と連携して作業する全ての捕鯨船は、次の事項を無線で母船に報告する。

(1)　各鯨を捕獲した時刻

(2)　鯨の種類

(3)　20(b)の規定に従つて鯨に付けた記号

(b)　(a)に定める資料は、母船により直ちに恒久的記録に記載する。この恒久的記録は、捕鯨監督官がいつでも検査することができるようにしておく。さらに、次の資料を入手したときは、当該恒久的記録に直ちに記載する。

(1)　処理のために引き揚げた時刻

(2)　23の規定に従つて測つた長さ

(3)　性別

(4)　雌であるときは、乳を分泌中か否か。

(5)　胎児があるときは、その長さ及び性別

(6)　各違反の十分な説明

(c)　鯨体処理場は、(b)に規定する記録と同様の記録を保持する。(b)に定める全ての資料は、入手したときは、当該記録に直ちに記載する。

(d)　沿岸からの又は遠洋を航行する船舶による「小型捕鯨」操業においては、(b)に規定する記録と同様の記録を保持する。(b)に定める全ての資料は、入手したときは、当該記録に直ちに記載する。

25　(a)　全ての締約政府は、母船及び鯨体処理場と連携して作業する全ての捕鯨船について次の資料を委員会に報告する。

(1)　銛（もり）以外に鯨を殺すために用いた方法（特に、圧搾空気）

(2)　傷つけたが流失した鯨の数

(b)　「小型捕鯨」操業に従事する船舶及び1に掲げる種類を捕獲する原住民は、(a)に規定する記録と同様の記録を保持する。(a)に定める全ての資料は、入手したときは、当該記録に直ちに記載するものとし、締約政府が委員会に送付する。

26　(a)　各締約政府の管轄下にある全ての母船又はこれに附属する捕鯨船が南緯四十度以南の水域で捕獲したひげ鯨の種類別の数に関する資料については、各暦週の終了後二日以内に、第七条の規定に従つて通告を行う。ただし、これらの各種類の鯨の捕獲された数が委員会の課するその鯨の総捕獲枠の八十五パーセントに達したと委員会の書記長が認めるときは、捕獲した当該鯨の数に関する資料についての通告は、各日の終わりにこの(a)の規定に従つて行う。

(b)　11の規定に基づいて許可される鯨の最大捕獲量にいずれかの年の四月七日前に達すると認められる場合には、委員会の書記長は、提供された資料に基づいてこれらの各種類の鯨の最大捕獲量に達すると認める日を決定し、当該日の少なくとも四日前に当該日を各母船の船長及び各締約政府に通告する。このように通告されたひげ鯨を母船又はこれに附属する捕鯨船によつて捕獲し、又は捕獲しようとすることは、こうして決定された日の午後十二時後は、南緯四十度以南の水域において違法とする。

(c)　南緯四十度以南の水域において捕鯨作業に従事する意図を有する各母船については、第七条の規定による通告を行う。

27　(a)　全ての母船及び捕鯨船については、次の統計的資料に関して第七条の規定による通告を行う。

(b)　捕獲した各種類の鯨の数、そのうち流失した鯨の数及び各母船又は各鯨体処理場で処理した鯨の数

(c)　捕獲した鯨から得られた各品位の油の総量及びミール、肥料（グァーノ）その他の生産物の量

母船、鯨体処理場又は「小型捕鯨」操業で処理した各鯨に関する捕鯨の日及び大体の経緯度、鯨の種類、性別及び長さ並びに、胎児がある場合において確認することができるときは、胎児の長さ及び性別についての詳細

(a)及び(c)に規定する資料は、実地検数の際に検証する。また、鯨が子を産む場所及び鯨の移動について収集し、又は得た資料に関し、委員会に通告する。

28　(a)　全ての母船及び捕鯨船については、次の統計的資料に関して第七条の規定による通告を行う。

(1)　各母船の船名及び総トン数

(2)　母船又は鯨体処理場に附属する各捕鯨船について、

(i)　解禁期において捕鯨が許可される日及び捕鯨を終了する日

(ii)　各解禁期の漁場における滞在日数

(iii)　総トン数、馬力、長さその他の特徴。引き船としてのみ使用する船舶については、その旨を明記すべきである。

(3)　関係する期間中作業を行つた鯨体処理場の一覧表及び、該当する場合には、航空機が一日に探索したマイル数

(b)　(a)(2)(iii)の規定により必要とされる資料は、次の資料と共に付録Aに掲げる様式の操業記録にも記録し、委員会に送付すべきである。

(1)　可能な場合には、各日において捕鯨操業に係るそれぞれの作業に費やした時間

(2)　「小型捕鯨」操業については、(a)(2)(i)から(iii)まで及び(b)(1)に定める事項に修正を加えたもの又は漁獲努力量に関する他の適切な指標からの資料

可能な場合には、全ての母船及び鯨体処理場は、捕獲した各鯨から次のものを収集し、報告する。

29　(a)　(1)　双方の卵巣又は双方の睾丸（こうがん）の重量の合計

(2)　少なくとも一の耳垢栓（こう）又は一本の歯（先端の下顎歯が望ましい。）

(b)　可能な場合には、沿岸からの又は遠洋を航行する船舶による「小型捕鯨」操業においては、(a)に定めるものと同様のものを収集し、報告する。

(c)　(a)及び(b)の規定に従つて収集される全ての標本は、解剖盤又は鯨の識別番号を表示したラベルを適正に付し、適当に保存する。

(d)　締約政府は、(a)及び(b)の規定により収集された組織標本その他の標本をできる限り速やかに分析するための措置をとり、その分析の結果を委員会に報告する。